

十、労働組合法獲得運動の件

提出 中央合同労働組合

十一、労働組合法より官業労働組合除外案反対に關する件

提出 日本縫工組合

十二、工場法違反摘發運動の件

提出 東京鐵工組合

(十五)

從來老獪なる資本家は、職工扶助料、解雇手当の支給、健康保険料納入等の責任より遁れん爲め、巧妙なる方法に依つて工場法違反を意識的になしつゝある。未組織労働者は之を摘發する時資本家の迫害あるを恐れて所謂泣寝入となつて居る。殊に最近財界不況に乗じ資本家の意識的工場法違反は續々と行はれて居る。我等は此の犯罪者を徹底的に無くする爲めにも亦労働者の自治的觀念啓發の爲めにも全國一齊に工場法違反摘發デモを興行せんとするものである。

具體方法

- 一、來春日を期して全國的にボスター及びピラ宣傳を行ひ、各工場より摘發報告書を受ける方法を取つて之に基いてそれら處置を執ること
- 二、總同盟全國大會に提出すること

十三、完全なる労働組合法獲得並に反対運動撲滅に關する件

提出 東京鐵工組合

(原案)

理由

完全なる労働組合法制定の急を要するは今更言を俟たぬ。現濱口内閣にても時代進化に逆行するを得ず組閣當時之が進歩的法案制定を明言した。

然るに社會局案なるものは何れにも進歩的の期待を裏切るも甚だしく幾多の缺陷弊害を有するものである。彼等反动分子の法案反対の理由は、一、勞資の階級闘争を激生せしむる。二、組織労働者の擁護等主なるものである。我等は現在の如く資本家階級が労働階級の一切の自由を奪ひ、彼等の意の儘に虐使する所に、激烈なる階級闘争は行はれる事を確信す。彼等は畢竟労働者を奴隸同様に扱はんとする法案を制定せんとするものにして、階級闘争の激生は彼等自らが醸しつゝあるではないか。又法律を制定するにあたり、社會現存のものを中心にして立案される事は、労働法のみならず法律制定の原則である。

我等は過去十数年間に亘る労働争議の経験よりして、罷業發生の九九パーセントは資本家が労働者の團結権を蹂躙せんとする所に勃發する事を斷言す。

我等は、彼等資本家階級が労働者の組合加入の權利を蹂躙する一切の行爲を禁止し違反者を嚴罰に處するものにして、我々の團結権、罷業権を確保する法案の制定を要求するものである。

一、是れに反対する資本家の一切に對しては凡ゆる手段を以て抗争する事

二、政府に決議文を提出す。

決議

政府は、労働組合法案制定にあたり、之れが反対若しく改悪せんとする資本家階級及其他の反対運動の一切を排し、産業の如何を不問全労働者の團結権、罷業権を確保し、之を妨害する資本家を嚴罰に處する事を精神とする、労働組合法の即時制定を要求す。

運動方法

団体交渉